

法 外 援 護 事 業 運 営 要 綱

1. 目 的

この要綱は、沖縄市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が現行制度で対応が難しく困窮している市民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

2. 対 象

- ① 原則として沖縄市民とする。
- ② その他社協会長が認めた者。

3. 援護金の種類

- ① 主として当該申請者世帯に必要と認める食費。
- ② その他社協会長が認める食費。

4. 援護金の限度

援護金の限度額は10万円とし、その算定方法は生活保護の生活扶助基準額（第1類）に準ずるものとする。ただし、特に必要と認められる場合はその限りではない。

5. 申請手続き等

申請者は、「法外援護申請書」を社協会長へ提出するものとする。

6. 調 査

申請を受けた社協は、担当民生委員や自治会長、または福祉事務所長等により意見調査書を求めるものとする。

7. 援護の決定等

援護の可否は、ケース検討会により決定される。

8. ケース検討会

ケース検討会の構成員は、あらかじめ会長より任命された社協職員でもって構成する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日より施行する。